

○あま市移住支援事業補助金交付要綱

令和元年9月2日

告示第52号

改正 令和2年4月1日告示第82号

令和3年3月26日告示第53号

令和4年4月28日告示第85号

令和4年9月15日告示第126号

令和5年3月31日告示第63号

令和6年8月2日告示第122号

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が行う移住支援事業と連携して市が実施するあま市移住支援事業に関し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が就業、テレワーク又は起業した場合に交付するあま市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（平成31年4月1日付け30就促第362号愛知県知事通知。以下「実施要領」という。）並びにあま市補助金等交付規則（平成22なあま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1のうち移住等に関する要件を満たす者であって、就業する場合にあっては同表のうち就業（一般）又は就業（専門）に関する要件を、テレワークを行う場合にあっては同表のうちテレワークに関する要件を、起業する場合にあっては同表のうち起業に関する要件を満たすものとする。

2 世帯での交付を受けることができるものは、前項の要件に加え、別表第2に掲げる要件を満たすものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の金額は、単身での移住の場合にあっては60万円と、世帯での移住の場合にあっては100万円とする。

2 18歳未満の者が同一世帯に帯同して移住する場合は、前項に規定する補助金の金額に18歳未満の者1人につき100万円を加える。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、実施要領に規定する期間内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 就業する場合

ア あま市移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）

イ 退職証明書（様式第2号。雇用保険の被保険者として東京都の特別区（以下「特別区」という。）に在勤していた者に限る。）

ウ 就業証明書（様式第3号）

エ 本市が発行した世帯全員の住民票の写し及び本市へ転入する直前に居住していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票の写し

(2) テレワークを行う場合

ア 申請書

イ 就業証明書（様式第3号の2）

ウ 本市が発行した世帯全員の住民票の写し及び本市へ転入する直前に居住していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票の写し

(3) 起業する場合

ア 申請書

イ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定通知の写し

ウ 本市が発行した世帯全員の住民票の写し及び本市へ転入する直前に居住していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票の写し

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、あま市移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 申請者は、前条の規定により通知を受けたときは、あま市移住支援事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（住所等の届出）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の申請日（以下「申請日」という。）から起算して1年、3年及び5年を経過した時点における申請書の記載内容に係る変更の有無及び内容について、あま市移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更が生じることが判明したときは、速やかに前項の届出書により市長に届け出なければならない。

3 補助金の交付を受けた者が就業した法人等は、申請日から起算して1年を経過した時点における就業証明書（様式第3号）の記載内容に係る変更の有無及び内容について、あま市移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書（就業先法人等用）（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、就業証明書（様式第3号）の記載内容に変更が生じたとき又は変更が生じることが判明したときは、速やかに前項の届出書により市長に届け出なければならぬ。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額についてあま市移住支援事業補助金返還通知書（様式第8号）により通知し、返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 申請日から3年未満に市から転出したとき。
- (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 愛知県から、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金に係る交付決定を取り消されたとき。

2 市長は、交付決定者が、申請日から3年以上5年以内の間に市から転出したときは、交付決定の一部を取り消し、又は既に交付した補助金の半額についてあま市移住支援事業補助金返還通知書（様式第8号）により通知し、返還を命ずることができる。

（補助金の返還の免除）

第9条 市長は、前条に規定する補助金を返還すべき事由が、交付決定者の就業した法人等の倒産、災害、交付決定者の病気その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

2 補助金の返還の免除を受けようとする交付決定者は、あま市移住支援事業補助金返還免除申請書（様式第9号）に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して返還の免除の可否を決定し、愛知県知事の同意を得た上で、あま市移住支援事業補助金返還免除承認通知書（様式第10号）又はあま市移住支援事業補助金返還免除不承認通知書（様式第11号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年告示第85号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年告示第126号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のあま市移住支援事業補助金交付要綱第3条の規定は、令和5年4月1日以後に市に転入した者について適用し、同日前に市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第122号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

要件の種別		要件の内容	備考
移住等に関する要件	移住元に関する要件	市へ転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、特別区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として特別区に在勤していたこと。	いずれにも該当
		市へ転入する直前に、連続して1年以上、特別区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、特別区への通勤をしていたこと（特別区への通勤の期間について	

	<p>は、市に転入する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)</p> <p>東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、特別区内の大学等へ進学し、特別区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として、本事業の移住元としての対象期間とする。</p>	
移住先に関する要件	<p>申請日において、市に転入した日から1年を経過していないこと。</p> <p>申請日から5年以上継続して市に居住する意思を有していること。</p>	いずれにも該当
その他の要件	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</p> <p>日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のうちいずれかの在留資格を有する者であること。</p> <p>その他市長が不相当と認める者でないこと。</p>	いずれにも該当
就業（一般）に関する要件	<p>勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。</p> <p>市への転入日時時点で満50歳以下であること。</p> <p>移住支援事業を実施する都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人による就業であって、当該求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象として当該求人が掲載された日以後であること。</p> <p>申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>就業する法人に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>転勤等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p>	いずれにも該当
就業（専門）に関する要件	<p>内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用していること。</p>	いずれにも該当

	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。	
	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。	
	就業する法人に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。	
	転勤等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。	
	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。	
テレワークに関する要件	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	いずれにも該当
	地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該申請者へ資金提供されていないこと。	
	所属先企業等において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。	
起業に関する要件	あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金の交付決定を、申請日において1年以内に受けていること。	—

別表第2（第2条関係）

要件の種別	要件の内容	備考
世帯に関する要件	申請者を含む2人以上の世帯員（以下「申請者等」という。）が、移住元において同一世帯に属していたこと。	いずれにも該当
	申請者等が、申請日において同一世帯に属していること。	
	申請者等が、申請日において市へ転入した日から1年を経過していないこと。	
	申請者を含む世帯全員が暴力団員等でないこと。	